

秋田市医師会ニュース

発行 一般社団法人 秋田市医師会

秋田市臨時診療所の開設期間延長について

秋田市から委託を受け、9月2日から稼働している標記臨時診療所の開設期間は令和2年12月26日(土)までとじていましたが、令和3年3月31日(水)まで延長することになりました。稼働日は現在と同様で、毎週水・土曜日(国民の祝日にあたる日は休診)の午後2時から4時となっております。会員の皆様におかれましては、下記をご確認いただきましてご利用くださいますようお願いいたします。



患者さんに関して	予約手順
・新型コロナウイルス感染症が疑われる軽症者 ・インフルエンザの可能性が低いと考えられる ・検査日が発症した日の翌日から9日以内 ・16歳以上の秋田市民 ・自家用車で来所可能かつ携帯電話で連絡可能	・医師会事務局へ電話(865-0252)し、予約状況及び時間を確認する。市医HPの新着情報に現時点での予約状況を掲載しています。1日最大8名まで受付。 ・市医HPの会員限定ページから診療情報提供書をダウンロードし、ご記入のうえFAX(863-3982)してください。
※ お電話での受付は平日の9:00~17:00としています。 ※ 検査日の前日予約は原則15:00で締め切らせていただきます。 ※ 市医師会ホームページ http://www.acma.or.jp 会員限定ページのID・パスワード(上記ページの右下クリックでログイン画面へ) (ID akita05 ・ パスワード psd600)	

【 会員の受賞 】

★ 令和2年度 精神保健福祉事業功労者 厚生労働大臣表彰 受賞 ★
メンタルクリニック秋田駅前 院長 稲村 茂 先生

★ 令和2年度 公益財団法人 母子衛生研究会 母子保健奨励賞 受賞 ★
秋田赤十字病院 新生児科 部長 新井 浩和 先生

★ 令和2年度 秋田県環境・保健事業功労表彰(知事表彰) 受賞 ★
中通総合病院 循環器内科 診療部長 五十嵐 知規 先生

★ 令和2年度 秋田市学校保健功労者表彰 受賞 ★
うちやま眼科医院 院長 内山 博之 先生
湊小児科医院 院長 湊 元志 先生

社保コーナー

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が疑われる患者 が受診した際のレセプト請求の主な留意点 (前半)」

理事 藤枝 信夫

会員の皆様にはコロナ禍の下「令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制整備事業」にご協力いただき感謝申し上げます。



今月は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が疑われる患者が受診した際のレセプト請求の主な留意点について説明します。なお、この内容は今後の事務連絡等により変更される場合もございますのでご留意下さい。

(問1) 新型コロナウイルスの感染を疑い行政検査を実施する場合、公費の対象となる範囲は？

答) PCR検査は微生物学的検査判定料(150点)とSARS-CoV-2 核酸検出(1800点*)が、抗原検査(定量)は免疫学的検査判断料(144点)とSARS-CoV-2 抗原検出(600点)が、公費の対象となります。

基本診療料(初診料や再診料)や外来管理加算、院内トリアージ実施料(300点)、処方箋料等は、公費対象外のため、この部分には一部負担金が発生します。

* 検体採取は医療機関で行い、検査を外部委託(検体は輸送)した場合は1800点、それ以外の場合は1350点となります。

(問2) PCR検査 (SARS-CoV-2 核酸検出1800点)を実施する場合、検査の外部委託先(検査会社等)をレセプトに記載する必要があるのか？

答) 外部委託先(検査会社等)をレセプトに記載する必要があります。

(問3) PCR検査や抗原検査を実施する場合、検体は鼻咽頭ぬぐい液と唾液の2種類があるが、検体採取料は算定できるのか？

答) 鼻咽頭ぬぐい液の場合は「鼻腔・咽頭ぬぐい液採取(5点)」が算定できますが、唾液の場合は検体採取料を算定できません。なお、検体採取料は公費対象外です。

(問4) 新型コロナウイルスの抗体検査(検体：血液)は保険適用となるのか？

答) 保険適応とはなりません。

(問5) PCR検査や抗原検査(定量)を実施する場合、1回目においても「検査を必要とした医学的根拠」を記載する必要があるのか？

答) 1回目においても、医学的根拠を記載する必要があります(厚労省口頭回答)。

なお、現状では県支払基金や県国保連合会は医学的根拠の記載がないことによって一律に払戻・査定を実施していませんが、念のため記載することをお勧めします。

書面の制限があるため、**院内トリアージ実施料**につきましては、来月(後半)で説明します。

【 お知らせ 】 令和3年1月から3月までの各種定例行事について

令和3年1月から3月にかけての本会各種定例行事の開催の有無について、本会理事会で協議した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、誠に残念ではありますが、延期または中止とすることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

	行 事
延期	喜寿のお祝いー喜寿を迎えられる先生(敬称略)： (吉田泰二、横山治夫、糸賀寛、越後谷武、小野幸彦、吉本弘志、橋本禎嗣)
中止	新年親睦会、麻雀大会、囲碁大会、自殺予防対策研修会、認知症研修会

秋田市臨時診療所の受診状況

11月 診療日	4水	7土	11水	14土	18水	21土	25水	28土		合計
受診者数(陽性者)	7(0)	4(0)	3(0)	4(0)	1(0)	—	1(0)	1(0)		21人(0人)
12月 診療日	2水	5土	9水	12土	16水	19土	23水	26土		合計
受診者数(陽性者)	—	—	—	10(1)	2(0)	—	2(未)			14人(1人)

【 厚生労働省医政局総務課からの通知 】

年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る 診療時間等の変更に関する医療法上の取扱いについて

厚生労働省医政局総務課から秋田市保健所長を通し、標記について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

年末年始における医療提供体制の確保に当たっては、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、一時的に診療時間や診療日を変更することも想定されるが、当該変更については、医療法に基づく届出は省略して差し支えない。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて」（令和2年2月16日付け通知）等にて示してきましたが、これに加えて、年末年始に向けた医療提供体制の確保に係る医療法上の取扱いについてまとめたものです。この取扱いは直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえ、年末年始においても引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することの重要性に鑑みたものであることにご留意ください。



【 日本医師会からのお知らせ 】

新型コロナウイルス感染症対応『日本医師会休業補償制度』について

日本医師会から秋田県医師会を通し、標記について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

この度、日本医師会では、会員医療機関向けに新型コロナウイルス感染症対応

「日本医師会休業補償制度」を創設しました。本制度は、医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償するものです。

下記に概要を掲載いたします。本制度の詳細については、日本医師会ホームページ（申込み方法参照）をご参照ください。

なお、秋田メディカルサービスの団体所得補償保険も併せてご確認をお願いいたします。http://www.akita-medical.jp/insurance_b.html



日本医師会休業補償制度

■**補償対象**：日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）

※ 個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

■**補償内容**：以下の3つを満たした場合に、補償金を受け取ることができます。

- ① 日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること。
- ② 医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること（消毒料金の多寡は不問）。
- ③ 医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること。

■**補償金額**：休業一時金：100万円（保険期間中1回のみ）

※ 医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

■**補償期間**：令和3年1月1日から1年間（中途加入も可能です）

■**年間掛金**：1施設あたり 48,000円

※ なお、掛金は厚生労働省が実施している『医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業』の補助対象です。補助申請可能な場合は、事実上負担なしで加入できます。

■**申込方法**：日本医師会が開設する申込専用Web ページにアクセスして、申込手続きを行ってください。

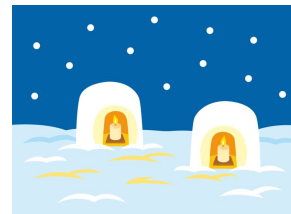
http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

【 秋田県医師国民健康保険組合からのお知らせ 】

新型コロナ傷病手当金の支給対象期間の再延長について

秋田県医師国民健康保険組合から、標記について周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

秋田県医師国民健康保険組合では、新型コロナウイルス感染症に罹患した組合員等に対し支給する新型コロナ傷病手当金の支給対象期間を令和2年12月31日まで延長していました。



このたび、国において、同感染症に罹患した組合員等への同傷病手当金支給に対する財政支援の適用期間再延長の決定を受け、理事会で協議し令和3年3月31日まで延長することとしました。

つきましては、この期間中に同感染症(同感染症への感染が疑われる発熱等の症状を含む)の療養のため、労務に服することができない場合にも、同傷病手当金の支給対象となります。

制度に関してご不明な点は組合事務局(電話018-833-2433)までご連絡ください。

【 ご 案 内 】 東京都医師会 産業医前期研修会

主 催：東京都医師会

日 時：令和3年3月13日(土) 13:20~19:40、14日(日) 9:00~18:15

会 場：日本医師会館(東京都文京区本駒込2-28-16)

認定単位：基礎研修(前期)14単位

受講資格：認定産業医を希望する医師、及び現在産業医として活動しているが産業医研修は未修了の医師。認定産業医は受講しても研修単位にはなりません。

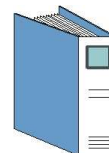
受講料：会員：20,000円、非会員：30,000円

申込期間：令和3年2月1日(月)まで、定員(200名)になり次第締切。

申込方法：東京都医師会 専用ページ (<https://study.tokyo.med.or.jp/publish/Login>)

【 受理文書 】 周知文書等について

本会ホームページの会員専用ページに周知依頼のあった受理文書(下記は抜粋)を随時掲載しておりますので、適宜ご参照くださいますようお願いいたします。



《会員用文書情報》 (抜粋掲載)

R2.12.21ー令和2年度秋田県看護資質向上研修Ⅱの開催について
R2.12.21ー新型コロナウイルス感染症に関する年末年始の検査体制について
R2.12.17ーオンライン資格確認等システム利用申請の書面での申請受付について
R2.12.17ー新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その31)(小児の外来診療に関して)
R2.12.17ー「厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について (情報提供)」について
R2.12.15ー新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第4版
R2.12.15ー年末に向けた医療提供体制の確保に係る診療時間等の変更に関する医療法上の 取扱いについて

R2.12.15	ー新型コロナ傷病手当金の支給対象期間の再延長について（お知らせ）
R2.12.10	ー高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について
R2.12.10	ー高齢者施設等への重点的な検査の徹底について
R2.12.8	ー新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱について
R2.12.8	ー令和2年度在宅看取りに関する研修事業「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」の開催について
R2.12.7	ー経口抗真菌剤『イトラコナゾール錠50「MEEK」』の自主回収(クラスⅠ)について
R2.12.2	ー肺炎球菌ワクチンの供給見通しの更新情報について
R2.12.2	ー新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」について
R2.11.26	ー医療機関、高齢者施設等の検査について
R2.11.26	ー「新型コロナウイルス感染症(covid-19)病原体検査の指針(第2版)」の周知について

- 【閲覧手順】 ① 本会ホームページ <http://www.acma.or.jp> 画面右下の**会員専用ログイン**をクリック。ID akita05 パスワード psd600
- ② **会員用文書情報** をクリック

【会員の異動】

区分	氏名	前勤務先等	異動先等	所属班
異動	田近武伸	田近医院	R3.1.1 田近医院の理事長・管理者へ	秋田南班
〃	田近武彦	田近医院	R3.1.1 田近医院の勤務医へ	秋田南班
入会	下田勇輝	平鹿総合病院	R2.12.1 市立秋田総合病院	市立病院班

【1月行事予定】

6(水)	第10回会報編集委員会(18:45)	21(木)	秋田市議会議員との懇談会
7(木)	第5回理事会運営会議(18:30)		(18:30 秋田キャッスルホテル)
14(木)	第18回理事会(18:30)	22(金)	第1回学校医心の問題委員会(19:00)
19(火)	第1回乳がん検診委員会(19:00)	28(木)	第19回理事会(18:30)

令和3年の干支：辛丑「かのとうし・しんちゅう」 前回の辛丑は、昭和36年(1961年)



—— 60年前の辛丑での出来事 ——

(1月：アメリカ合衆国大統領にジョン・F・ケネディ就任)
 (3月：日光東照宮薬師堂が火災焼失) (4月：NHK朝の連続テレビ小説放送開始) (8月：東ドイツが東西ベルリンの境界を封鎖、後にベルリンの壁を建設) (10月：旧秋田空港、第三種空港として認可・開港) (10月：第16回国民体育大会秋季大会開幕、通称「秋田まごころ国体」)

本年も 役員・職員一同 大変お世話になりました

来年も引き続き ご指導・ご協力の程 よろしくお願い申し上げます

☆ 本号で本年最終号といたします。来年も当ニュースのご一読をお願いいたします。 ☆